

船舶インシデント調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|--------------------------|---|
| インシデント種類 | 運航不能（機関故障） |
| 発生日時 | 平成27年12月13日 14時56分ごろ |
| 発生場所 | 熊本県天草市 ^{おおた} 尾漁港東方沖 大多尾港3号防波堤灯台から真方位095° 1,200m付近 (概位 北緯32° 21.3′ 東経130° 13.6′) |
| インシデントの概要 | ミニボート（船名なし）は、養殖施設に係留中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 平成27年12月25日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | ミニボート（船名なし）、長さ3.0m なし、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者、操縦免許なし |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| インシデントの経過 | 本船は、帰港しようとして船外機を始動したが直ぐに停止し、その後始動できなくなった。 船長は、船外機を点検し、キャブレタからの漏油を認めた。 本船は、帰港後、機関修理業者が船外機を点検したところ、キャブレタのニードルバルブとバルブシートとの間にゴミ等の異物が ^か 噛み込み、燃料の供給量が調節できなくなって漏油等が発生したことが判明した。 |
| 分析 | 本船は、船外機キャブレタのニードルバルブとバルブシートとの間にゴミ等の異物が噛み込んだことから、燃料の供給量が調節できなくなり、船外機が始動できなくなったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、船外機キャブレタのニードルバルブとバルブシートとの間にゴミ等の異物が噛み込んだため、燃料の供給量が調節できなくなり、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。 |
| 参考 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・キャブレタは、日頃から点検及び整備を行うこと。 |